

漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間（案）

1 制限措置の内容

- (1) 漁業種類 ごち網漁業
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 下表のとおり
- (3) 船舶の総トン数 2トン未満
- (4) 推進機関の馬力数 定めなし
- (5) 操業区域 下表のとおり
- (6) 漁業時期 4月1日から9月30日まで
- (7) 漁業を営む者の資格 下表のとおり

操業区域	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
共同漁業権共第44号（平成25年9月1日免許）の漁場の区域	共同漁業権共第44号の組合員行使権者のうち、この項の操業区域の欄に掲げる操業区域に接する地域に住所を有し、かつ、主機関が船外機の漁船を使用する者	5隻
共同漁業権共第48号（平成25年9月1日免許）の漁場の区域	共同漁業権共第48号の組合員行使権者のうち、この項の操業区域の欄に掲げる操業区域に接する地域に住所を有し、かつ、主機関が船外機の漁船を使用する者	20隻

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年8月16日から9月15日まで